

2018年度の業務執行体制にかかわる勤務労働条件の確保について

[大阪市職経済局支部 本交渉]

日 時 2018年3月1日(木) 午後6時30分から午後7時00分
場 所 中央卸売市場 業務管理棟 15階 第3会議室
出席者 所属 総務担当課長、総務担当課長代理、担当係長
支部 支部長・副支部長・書記長

(組合)

それでは、「2018年度の業務執行体制にかかわる勤務労働条件の確保」にかかる申し入れについて、交渉を行う。

まず、申し入れにあたって、所属の基本的な認識を確認しておきたい。

大阪市においては、この間「市政改革プラン」により、大幅な事務事業の見直しや「新たな大都市制度」を見据えた機構改革、経営形態の見直しや民営化への流れが具体化されつつある。

我々としては、業務内容・業務量に見合った執行体制と、労働強化をきたさない要員配置が必須であり、職場における業務の遂行が、超過勤務の増加や、休暇の未消化日数の増加といった勤務環境の悪化の上に成り立つものではないと考えている。

業務執行体制の改編に伴う職員の勤務労働条件の変更については交渉事項であるので、誠意を持って対応するよう申し入れると共に、勤務労働条件に影響を及ぼさない範囲であっても、執行体制の改編などを行った場合については、「仕事と人」の関係整理の内容について詳細な情報提供を行うよう求めるものである。

<申し入れ文 手交> ~読み上げ~

(所属：総務担当課長)

平素は、支部長をはじめ、大阪市職員労働組合経済局支部の皆様方には、当局の円滑な業務執行に関し、何かとご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま、「2018年度の業務執行体制にかかわる勤務労働条件の確保」に関する申し入れを受けただけであります。現在の中央卸売市場を取り巻く状況並びに当局としての考え方をお示しいたします。

本場及び東部市場につきましては、平成24年6月の府市統合本部会議において、指定管理者制度の導入の方向性が示され、制度導入に必要な条例改正案が議会で否決され、現段階では制度導入の時期については見通しが立っていない状況であります。議会での指摘を踏まえ、府の先行事例を調査するなど、引き続き、導入に向けた検討を継続しているところであります。

ただ、市場の会計収支は依然として厳しい状況であることから、指定管理者制度導入と同等の効果を発揮できる業務執行や手法なども検討しており、管理運営の効率化を追求していかなければならない状況に変わりはなく、指定管理者制度の導入に向けた取り組みとともに、事務・業務の効率化の推進に努めていかなければならない情勢にあります。

また、南港市場については平成 27 年 1 月の戦略会議において「将来戦略プラン」が確認され、今後の活性化の方向性が示され、現段階では平成 28 年 11 月に南港市場整備基本計画を策定し、平成 30 年度は公募選定のための予算を計上しており、活性化に向けた取組を継続して実行していくこととしております。

一方で、平成 29 年 12 月 8 日、政府は「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改訂し、その中で、「卸売市場について、公正・透明を旨とする共通ルール以外、国による一律の規制等は行わない。」との方針を打ち出したことから、我々としては、今後の卸売市場運営に大きな影響を及ぼすものと考えており、他市場と情報交換を行いながら、国の動向に注目しているところであり、必要に応じ適切に対応していかなければならないと認識しているところであります。

いずれにしましても、このような背景の中、市場の取扱量が伸び悩み、増収が見込みがたい状況下では、限られた資金と人材を、如何に有効に活用していくのが、内外から厳しく問われているものと認識しており、組織全体として業務執行の一層の効率化が欠かせないことから、これまで以上に、施策・事業の再構築等の取組みとともに、事務の簡素化による見直し・委託化・再任用化等の多様な手法の活用を徹底することにより、真に必要な公共サービスの低下をきたさず、事業内容・業務量に見合った業務執行体制を構築していかなければならないと考えております。

事務事業の再構築にかかる施策の企画・立案、それに対応する業務執行体制の改編などの管理運営事項については、職制が自らの判断と責任において行うものでありますが、それによって職員の勤務労働条件に変更が生じる場合については、交渉事項として誠意をもって対応させていただきたいと考えている。

(組合)

ただ今、「真に必要なサービスの低下をきたさず、業務内容・業務量に見合った業務執行体制を構築しなければならない」とした基本的な考え方が示された。

我々としても、事務事業の見直しそのものを否定するものではないが、単なる数字合わせ的な人員削減は許されるべきではなく、「人員マネジメント」関わっては、申し入れの趣旨を踏まえ、あくまでも「仕事と人」の関係整理にもとづいた慎重な検討と、それに見合った要員配置を行うよう強く求めておきたい。

また、「事務事業の再構築にかかる施策の企画・立案とそれに対応する業務執行体制の改編などの管理運営事項については、職制が自らの判断と責任において行う」とするならば、行政責任と使用者責任が十分果たされることは当然であり、勤務労働条件に影響を及ぼさない範囲であっ

ても、執行体制の改編などを行った場合については、「仕事と人」の関係整理の内容について、「自らの判断と責任」に至った考え方について、情報提供を行うよう求めるもので、この点についても認識を確認しておきたい。

そのうえで、何点かにわたり口頭で補足したいので合わせて回答をお願いします。

○今後労使交渉・協議を進めるにあたって「事務事業の見直し」を含めて、次年度に執行する業務を確定させ、その業務に見合う要員を配置するという、いわゆる定数配置を基本と考えているが、次年度についても欠員が発生しないよう求めるとともに、所属の認識を伺いたい。

○職員ひとりひとりが健康で働きつづけられる職場環境づくりが求められている。安全衛生の観点からも、より一層、超過勤務を縮減し、年休等取得促進に努力されたい。また、仕事と家庭の両立への支援は社会的により重要性を増しており、所属として子育てしやすい職場環境づくりに努力されたい。

○運営方針における、民間活用の拡大による管理運営業務の効率化の推進について、これまで検討されていた本場・東部市場の指定管理者制度との関係について所属の認識を伺いたい。また、指定管理者制度導入については、勤務労働条件に大きく影響することから、時宜を失することなく支部と協議を行うこと。

○技術職員について、技能の継承を含めて要員の削減が進んでおり、非常に現場においては困難な状況と聞いている、過去の交渉経過においても人員削減は「仕事と人」の関係整理からも削減による業務分は都市整備局への事業依頼により吸収すると整理されていることから方針を変更する場合は支部との協議を行うこと。

○経営健全化計画における、これまでの人員削減について、ぎりぎりの内容として判断してきたところであるが、平成 28 年度運営方針のなかで、平成 27 年度決算において健全化基準達成となっているものの、新たに収支見込みの作成とあるが、さらなる人員削減について所属の考え方について伺いたい。

○南港市場施設整備について、平成 29 年度に基本設計が策定され、平成 30 年度にはDB 方式による業者決定がされる予定となっているが、今後の業務量の増にかかる要員配置に十分留意すること。

○業務の委託化については、技能労務職員の業務を委託化する場合であっても、組合員の業務量の増がこの間発生していることから、時宜を失することなく支部との協議を行うこと。

(所属：総務担当課長)

ただいま、組合側から数点にわたる指摘を受けたところである。

私どもとしましては、単に職員数だけを削減し、事務事業の再構築を行わなければ、円滑な業務執行体制に支障をきたし、複雑・多様化する行政ニーズに対応できなくなることから、事務の簡素化による見直し・委託化等によって、真に必要な市民サービスの低下をきたさず、業務内容・業務量に見合った業務執行体制を構築しなければならないと考えている。業務執行体制の確立にあたっては、事務事業の精査を加えながら、年度当初に必要な体制を確立していきたいと考えている。

時間外労働時間の縮減については、「時間外勤務の縮減にかかる方針」に沿って、職制として取り組むべき重要な事項であると認識しており、労働安全衛生対策については、引き続き安全衛生委員会を定期的開催し、職員の健康増進に努めてまいりたい。

仕事と子育ての両立については、平成 22 年に策定された「大阪市特定事業主後期行動計画」のもと、職員が各々の職責を十分に果たしながら、安心して子育てを行えるように、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を確保できる職場づくりに、取り組んでいくべきものと認識している。

以上を踏まえ、中央卸売市場といたしましては、引き続き、食の安全安心を着実に推進していくとともに市民サービスの低下を招くことなく、効率的・効果的な業務執行体制を構築するとともに、職員の労働安全衛生の充実に努めてまいりたいと考えており、また、今後とも、職員の勤務労働条件に変更が生じる事項については、適宜、協議・交渉を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(組合)

ただいま、所属から、次年度の業務執行体制にかかる勤務労働条件についての考え方が示されたが、引き続き人員マネジメントにおける削減状況と業務執行体制との関係について整理された時点で説明を求めておく。支部としては、現時点で判断に至る情報が全て示されるものではなく、今回示された内容から乖離し職場混乱をきたしていないかなど、我々としても引き続き状況を注視してまいりたいと考える。そのうえで、「2018 年度の業務執行体制にかかわる勤務労働条件の確保について」は本交渉においては、勤務労働条件の変更はないこと（交渉事項なし）を確認しておくが、今後も職員の勤務労働条件に変更が生じた際には、誠意を持って協議・交渉を行うことを改めて求めておく。

また最後に、本日の内容については、新年度が差し迫っていることもあり、職場混乱が生じないよう、所属の責任として速やかに説明しておくよう再度求めておく。